



平成5年11月26日

国税庁長官 濱本英輔殿

東京都渋谷区代々木5-21-12

代々木リビン303号

電話(03)3354-4162

全国青年税理士連盟

会長 辻村祥造



「所得税の青色申告に係る記帳状況のお尋ね」に対する申入書

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当連盟は全国の若手税理士約3千名で組織されており、国民のための税理士制度の確立をめざして活動している団体です。

さて、大阪国税局管内の各署において、平成4年より標記のお尋ね文書が税理士関与の納税者に対して送付されています。

同文書に併せてアンケートが同封されており、「アンケートが期日までにご返送のない場合は当署の職員がお伺いし又は署へお越しただいで、備え付け帳簿、記帳内容及び領収書等の保存状況等について確認させていただくこととなりますのでご了承ください。」と強制力が行使され得ることが予告されていますが、税理士が関与しておれば記帳指導は当然のことであり、通常の調査の際に確認すれば事足りることでもあります。

タイトルはアンケートで、中身は違うということになれば、納税者に対して欺瞞的であるとの誹は免れないのではないのでしょうか。

法定外資料を強制的に提出させることは、納税者に余計な負担を強いることとなりますし、不適切な表現のある文書は納税者の国税当局への信頼を損なうことにもなりかねませんので、直ちに取りやめられるよう申し入れます。

以上